

令和2年2月（第2回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和2年(2020年)2月10日(月)午後2時00分～

2. 開催場所 JA かみましき益城支所 2階会議室

3. 出席委員(13名)

1番	松本 三千輝(筆頭代理)	2番	西山 隆文(次席代理)
3番	上田 伴治	4番	松野 隆
5番	西川 達也	6番	野田 祐士
7番	高木 敬司	8番	中村 光博
10番	西村 親夫	11番	山本 博文
12番	荒川 忠一	13番	廣田 律男
14番	岩村 久雄(会長)		

4. 議事日程

日程第1	議事録署名委員について
日程第2	報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について
日程第3	報告第2号 許可不要転用届について
日程第4	議案第1号 農地の権利移動の許可申請について
日程第5	議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について
日程第6	議案第3号 農用地利用集積計画(農業委員会分)について
日程第7	議案第4号 農用地利用集積計画(中間管理機構分)について
日程第8	議案第5号 農用地利用配分計画(案)(中間管理機構分)について
日程第9	令和2年(2020年)第3回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	福岡 廣徳	農地係長	澤田 洋子
主査	森崎 大輔	主査	堀田 章一郎

6. 会議の概要

(事務局長)

只今より、令和2年第2回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は9番大村委員さんから欠席の連絡を頂いております。農業委員14名中13名出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、岩村会長にお願いをしたいと思います。岩村会長、よろしく願います。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。3番上田委員さん、8番中村委員さんをお願いいたします。

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 許可不要転用届出についてご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の許可不要転用届出の報告とします。

次に、日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号についてご説明いたしました。

番号1番につきましては13番廣田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(13番委員)

調査報告致します。

2月5日に推進委員の西山さんと譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、管理機、田植機等を共同で所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地にも水稻を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人と妻が経験年数60年、年間150日、となっております。

取得後の農地の面積については、5,527㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

番号2番でございまして2番西山委員さんに調査をいただいております。補足説明をお願いします。

(2番委員)

調査報告致します。

2月6日に譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、コンバイン、田植機等を所有されており、問題ありません。

主に生産されている農作物は水稻で、申請地にも水稻を作付するとのことです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数40年、年間200日、子が経験年数20年、年間100日となっております。

取得後の農地の面積については、29,915㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に賃借権設定の部でございまして、番号1番につきましては3番上田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告致します。

2月6日に賃借人に聞き取り調査を行いました。

賃借人は熊本市在住で、今回初めて益城町で耕作されますので、営農計画書が提出されております。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、軽トラック、草刈り機等を所有されており、問題ありません。

申請地には甘藷と白菜を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数10年、年間150日となっております。

取得後の農地の面積については、7,072㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思っておりますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、賃借権設定の部番号1番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましても3番上田委員さんに調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(3番委員)

調査報告致します。

2月6日に賃借人に聞き取り調査を行いました。

賃借人は熊本市在住で、今回初めて益城町で耕作されますので、営農計画書が提出されております。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械ではトラクター、軽トラック、草刈り機等を所有されており、問題ありません。

申請地には甘藷と白菜を作付することです。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数4年、年間155日、妻が経験年数1年、年間155日となっております。

取得後の農地の面積については、7,873㎡で問題ないと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を宜しくお願い致します。

(議長)

只今、番号2番について補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(7番委員)

番号1番と2番の賃借人は親子ですか。

(3番委員)

はい。

(議長)

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

ただいま、議案第2号につきましてご説明いたしました。

先ず、転用のための所有権移転の部でございますが、番号1番につきましては、5番西川委員さんに調査を頂いております。

補足説明をお願いいたします。

(5番委員)

調査報告いたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書が提出されていますので、2月7日に代理人と現地でお会いし、聞き取り調査を行いました。

譲受人は、現在平田仮設団地にお住まいですが、子どもの成長に伴い手狭になったため、通勤にも便利な申請地を購入し住宅を建築するものです。

転用面積も問題ありません。

給排水の件は、申請地の西側の町道に上下水道が通っていますので、そちらに接続するとの事です。

雨水は町道に放流。また、造成中、道路や隣地に土砂等が飛散した場合は、速やかに係員により清掃等行い対応するそうです。

申請地の東側、南側、北側に空洞ブロック等を計画しているため、農地への土砂の流出はないと思います。万が一被害が発生した場合は申請者の責任において補償するとの事です。

住宅ローンの仮審査も終わっております。

隣接同意書、排水同意書も提出されており、何ら問題はありません。

委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号1番につきまして、5番西川委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

(6番委員)

資料3ページの土地利用計画図を見ていますが、申請地は長細い長方形になっていまして、残地が細長くありますが何か理由があるのですか。

(事務局)

元々、こちらの敷地は600㎡程ありました。今回の申請目的は個人住宅ですので、500㎡未満にする必要がありました。そのため分筆されました。

残地につきましては、今のところ申請はありません。

(6番委員)

農地として残る形としては、幅もないですし、残地利用を出来ないのではありませんか。その後の利用については何か事務局に話がありますか。

(事務局)

残地につきましては、申請者の奥様のお父様が自営業されており、資材置場として利用できないかと相談は受けております。

(6番委員)

わかりました。

(議長)

ほかにございませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、1番松本委員さんに調査を頂いております。
補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

2月7日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電施設を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われま

す。続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地に係る経済産業省の認定及び九州電力の接続認証もあり、転用の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号2番につきまして、1番松本委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号3番につきましては、12番荒川委員さんに調査を頂いております。補足説明をお願いいたします。

(12番委員)

2月5日に電話による聞き取り調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が建売住宅6棟を建設する案件でございます。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第1種農地であります。集落に接続していることから転用の見込みはあると思われま。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

開発許可の見込みもござい。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であり、周囲の農地に及ぼす影響もないと考えま。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、番号3番につきまして、12番荒川委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号4番でございしますが、賃借権設定の部番号1番と同一案件でございます。1番松本委員さんに調査を頂いておりますので、併せて補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

2月7日に現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、申請者が太陽光発電施設を建設する案件でございます。申請地が田原と砥川とわかれておりますが、同一案件として取り扱われます。なお、砥川の分については菅推進委員に調査をしていただいております。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は第2種農地であり、周辺に適当な土地がないことから転用の見込みはあると思われれます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

申請地に係る経済産業省の認定及び九州電力の接続認証もあり、転用の見込みもあります。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思えます。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。委員の皆様のご審議宜しく申し上げます。

(議長)

只今、所有権移転の部番号4番と賃借権設定の部番号1番につきまして、1番松本委員さんより補足説明をいただきました。早速ご審議を賜りたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はありませんでしょうか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第3号説明》

(議長)

只今、議案第3号について説明を申し上げました。
賃借権設定の再設定が38筆、新規が15筆です。
使用賃借権設定の再設定が5筆です。
本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。
本件についてご意見、ご質疑等はございませんか。

(7番委員)

田も畑も、反当り15,000円ですか。

(事務局)

はい。

(議長)

よろしゅうございますか。

(委員一同)

はい

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基

本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）（中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

（事務局）

《議案第5号説明》

（議長）

只今、議案第5号について説明を申し上げました。
本件についてご意見、ご質疑等はありませんか。
よろしゅうございますか。

（委員一同）

はい

（議長）

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

（議長）

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり決定いたします。
次に、日程第9 令和2年第3回委員会の日時について申し上げます。次回は3月10日、午後2時よりJA かみましき益城支所2階会議室で開催いたします。予定に入れておいて頂きたいと思います。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を松本筆頭代理をお願いしたいと思います。

（1番委員）

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年2月10日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員